

意見書案第26号

永住外国人地方参政権付与に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年10月1日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 飯塚正良

〃 大島明

〃 岩崎善幸

〃 松原成文

永住外国人地方参政権付与に関する意見書

永住外国人への地方参政権の付与については、これまで様々な議論がなされ、先の通常国会においても質問主意書の提出があったところである。

この質問主意書に対する政府の答弁書では、政府の憲法解釈を示すとともに、この問題について地方公共団体においても多くの意見があることを理解し、こうした関係各方面の意見も十分に踏まえつつ対応する必要があるとしているところである。

一方、この問題については、本市議会を含め、地方議会においても議論がなされて様々な意見が交わされるとともに、国民世論においても賛否両論に分かれるテーマとなっている。

しかしながら、こうした重要なテーマについては、国会や地方議会の議員はもちろん、日本国民各位が正確かつ客観的な知識と情報を得た上で、多面的かつ複合的な観点から議論を重ねて結論を導き出すことが求められるが、その環境は十分ではない。

よって、国におかれては、永住外国人への地方参政権の付与について、国民の幅広い議論を喚起しつつ地方の意見を十分に聞いて慎重に対応されるとともに、すべての国民がこの問題に関する適切な知識を得て判断ができるように、あらゆる情報や問題点を全国民に分かりやすく提示されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 　あて

総務大臣

法務大臣

外務大臣